

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



知事賞(環境森林部)

工 事 名 : 平成21年度森林保全林道整備事業(居住)

竹の原・諸和久線(4工区)

施 工 者 : 木田建設 株式会社

工事概要 : 延 長 L=180m 幅 員 W=5m
土工切土 V=1,960m³ 盛 土 V=2,199m³
擁 壁 工 L型擁壁 L=26.0m
重力式擁壁 V=93.8m³ ほか

発 注 者 : 西臼杵支庁

取組の概要

本工事は、森林の急峻な断崖が連続する厳しい現場条件のもと、仮設の落石防止ネットや歩道を設置するとともに、外部機関に現場の安全パトロールの一部を委託するなど現場作業員の安全確保に積極的に取り組んだ林道開設工事です。

また、地域住民の生活に配慮し、地域住民への事前説明や、濁水対策、隣接する林道の安全通行対策などを積極的行いました。

これらの取組は、その工夫や努力が極めて顕著であり、地域住民からも大いに喜ばれました。

4

2012.APR

No.450

目 次

◇平成24年4、5月行事予定	1
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第12回常務理事会を開催	3
2. 第10回県土整備部との意見交換会を開催！	5
3. 宮崎市からのお知らせ(宅地販売のご案内)	6
4. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！	8
5. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！	9
◇雇用改善コーナー	
1. 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金のご案内	10
2. 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金のご案内	12
3. 若年者等正規雇用化特別奨励金(拡充版)のご案内	14
4. (独)雇用・能力開発機構の廃止に伴う各種助成金申請先変更について	16
◇技士会	
1. 平成24年度1級(学科)2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	17
2. 平成24年度1・2級土木施工管理技術検定試験の願書受付について(お知らせ)	17
3. 平成24年度監理技術者講習の日程お知らせ	18
4. 平成24年度(財)宮崎県建設技術推進機構主催講習会	19
5. JCMマンスリーレポート現場の失敗募集	19
◇建退共	
1. Q & A(退職金の請求関係)	20
2. 建退共宮崎県支部取扱状況(2月分)	21
◇厚生年金基金	
1. 事業概況(2月分)	21
◇建災防	
1. 会員証明書と計画的な有資格者育成について	22
2. 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について	22
3. 「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」の選任の必要性について	23
4. 高所作業車の無資格運転作業で死亡災害が発生！	23
◇火薬保安協会	
1. 火薬類取締法の遵守の徹底について	24
2. 火薬関係の資格試験日程について	24
3. 受験対策講習会の開催について	24
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向(前払保証分)(2月分)	25
2. 中間前金払制度のご案内	26
3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』実施期間延長のお知らせ	27

平成24年4月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊥			
2	月			
3	火			
4	水		熱中症予防指導員研修（清武）	
5	木			
6	金	九州建設業協会 会長会議・専務理事会議（福岡） 県立産業技術専門校入校式	小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（7日まで清武）	
7	土			
8	㊥			
9	月			
10	火		コンクリート造の工作物の解体等作業 主任者講習（11日まで延岡）	
11	水	技士会監査		
12	木	宮崎県建設業協会監査 宮崎県建設業政治連盟監査	建災防監査 建退共監査 基金九総協総会（長崎）	火薬監査
13	金		高所作業車運転技能講習（15日まで清武）	組合監査
14	土			
15	㊥			
16	月	宮崎県建設業協会監査 宮崎産業開発青年隊入隊式	基金納入告知書発送	
17	火		職長・安全衛生責任者教育（18日まで清武）	
18	水	全国建設業協会総合企画委員会（東京）		
19	木	宮崎県建設業協会常務理事会並びに県土 整備部との意見交換会 技士会理事会	建災防理事会 基金九地協宮崎部会総会（宮崎）	火薬理事会
20	金		基金九地協事務職員研修会（宮崎） 車両系建設機械（整地・掘削）運転技 能講習（21日まで清武） 基金三菱UFJ信託銀行お取引先懇談 会（福岡）	火薬登録講師連絡会（延岡）
21	土			
22	㊥			
23	月			
24	火	都城・西都地区建設業協会総会	足場組立て等作業主任者技能講習 （25日まで延岡）	
25	水	全国建設業協会正・副会長会議、理事会（東京） 東諸地区建設業協会総会		
26	木	宮崎地区・串間市・高千穂地区建設業協 会総会		
27	金	日南・小林・高鍋・日向・延岡地区建設 業協会総会	低圧電気取り扱い業務特別教育（清武）	
28	土			
29	㊥	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	㊥	振替休日	振替休日	振替休日

平成24年5月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水			
3	㊤	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	㊦	みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	㊧	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	㊨			
7	月	宮崎県建設業協会会長会議		
8	火		熱中症予防指導員研修（延岡）	
9	水			
10	木	宮崎県建設業協会理事会 技士会通常総会	建災防通常代議員会	組合理事会 火薬代議員会
11	金		基金九地協定例総会（鹿児島） 不整地運搬車運転技能講習（13日まで清武）	
12	土			
13	㊩			
14	月			
15	火	監理技術者講習（宮崎）	型枠支保工組立て等作業主任者技能講習 （16日まで清武）	
16	水	1級（学科）土木施工管理試験受験準備講習会（18日まで）	基金納入告知書発送	
17	木			
18	金		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（19日まで清武）	全連協連総会（組合）
19	土			
20	㊪			
21	月			
22	火		コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習（23日まで清武）	
23	水			
24	木	宮崎県建設業協会平成24年度表彰式・第54回通常総会・基調講演・懇談会		宮崎県建設事業協同組合通常総会
25	金		高所作業車運転技能講習（27日まで延岡）	保証会社取締役会（大阪）
26	土			
27	㊫	宮崎総合防災訓練（国：水防訓練・都城、県：防災訓練・油津港）		
28	月	全国技士会通常理事会・総会・表彰式・20周年記念式典（東京）	建災防本部理事会（東京）	中央会総会（組合）
29	火	全国建設業協会正・副会長会議、理事会、通常総会（東京）	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（31日まで清武）	
30	水	1級（学科）土木施工管理試験受験準備講習会（6月1日まで）		
31	木			火薬保安講習会（都城）

県協会 会員の動き（3月1日～30日）

【退会】

地区名	会社名	代表者名
都城	弘田建設(株)	松山 紘一
高千穂	(株)河内建設	興 梶 重 盛
高千穂	(株)永迫組	永迫 健 藏

宮崎県建設業協会

1. 第12回 常務理事会を開催

平成24年3月9日（金）午前11時00分、県建設会館2階「委員会室」において、常務理事全員の出席のもと開催された。

開会に当たり永野会長から「昨年は、東日本大震災、新潟・福島のリラ豪雨、台風12号・15号が日本列島を襲った。また先月2月18日（土）前田国土交通大臣、内田局長、九地整局長が来県し、口蹄疫等の対応状況のヒアリングを受けた。協会からは正・副会長と高鍋地区協会長、都城地区協会長の出席を頂き対応したこと。昨日政府予算案が衆議院を通過し、参議院で否決されても4月6日自然成立となるが紛糾するだろう」と挨拶。引き続き、永野会長が議長となって議事が進められた。



永野会長挨拶

3 議題については次のとおり

議題1 新規会員加入について

事務局長が資料に基づき説明。新規5件については、いずれも都城地区からの加入申請であり、新年度から加入することについて、議長が常務理事に諮ったところ異論なく満場一致で承認された。

新規会員加入承認者	
叶工業(株)（代表取締役 尾崎 誓）	(株)中尾組（代表取締役 中尾 輝美）
(株)坂元建設（代表取締役 坂元 誠治）	(株)平原産業（代表取締役 平原 敬司）
真栄産業(株)（代表取締役 堀之内真司）	

議題2 (社)宮崎県建築士事務所協会の県建設会館入居希望について

事務局長より、新年度から県建築士事務所協会が入居希望である旨説明。協議の結果、建設産業団体連合会の会員であり、その副会長でもあることから特に異論なく全会一致で了承された。

議題3 自民党県議団との意見交換における各地区からの議員推薦について

本会役員会において、次年度の自民党県議団との意見交換について、従来どおり、選出区1名の10名程度の県議との意見交換会を実施することで決定しており、そのことについて、議長が自民党県議の重鎮と相談していたが、自民県議との意見交換会のメンバーについて、本会から選定してほしい旨要請があったことが説明された。

協議の結果、平成24年度県議会常任委員会構成（特に商工建設常任委員会、環境農林水産常任委員会）が4月に決まるので決定後選定していくことで了承された。

議題4 内水面漁協との協定及び協力金対応状況について

事務局長が各地区協会から寄せられた資料を一覧表で纏めた資料で説明。協議の結果、協会内部の資料として外部に出さないが、状況の変化があれば、内水面漁協指導部局との協議の際この資料を活用しながら調整を行なうことで承認。また、各地域で問題が発生した場合は事務局へ報告を行い、その都度協議することで承認された。

議題5 平成24年度県協会会長表彰・被表彰者の推薦について

総務課長が資料で説明。基準・条件・年齢等すべて満たしており、協議の結果全会一致で承認された。被表彰者の内訳は、特別功労者等表彰（2条）11名、会表彰（4条）37社、従業員表彰（5条）88名となっている。

議題6 平成24・25年度県協会常置委員会地区別役員数について

総務課長が資料で説明。平成24・25年度の理事数及び監事数は各地区協会ともに従来どおりとする。常置委員会のうち、土木農林と労務資材は当面合同委員会とし、九州協会の委員会構成との調整もあるので、それぞれ委員長・副委員長を置くこととする。建築委員会については、県建築協会のあり方について今後協議していく必要もあるが、各地区協会では建築されていない役員が選出されても、地区内の建築企業会員への周知を図ることから建築委員会への委員推薦をお願いした。協議の結果原案どおり承認された。



常務理事会

議題7 平成24年度通常総会・表彰式・記念講演・懇談会について

事務局長が前回5月24日（木）宮崎観光ホテルで計画している総会等については了承されているが、従来の表彰式、通常総会、県事業協同組合通常総会、懇談会のほかに、来年度も基調講演を計画することで前回の役員会を決定したことを受け、来年度は、講師に京都大学の藤井聡教授を招いて実施したい旨、事務局より説明をし、全会一致で承認された。スケジュールは、懇談会前の16時より1時間30分となっている。

議題8 平成24年度理事会・関連団体会議スケジュールについて

事務局長より、5月10日（木）宮崎観光ホテルで計画している理事会等について、従来6月に開催していた技士会通常総会を概ね同じ役員が出席するこの日に行いたいことを含め、関連団体の代議員会等のタイムテーブルで終日の会議となることを説明し了承された。

議題9 平成24年度事業計画・予算案及び決算見込みについて

事務局長が資料にて説明。事業引当資産を取崩し平成23年度予算執行の活性化事業及び建設会館助成金に充当することについて、理由として、第1に平成24年度一般社団法人へ移行すること。第2に建設雇用改善事業は特例行政法人から労働局へ事務が移管されたことに伴う県協会から政党団体への寄付行為ができなくなったこと。第3に県建設会館の空調工事、照明工事、塗装工事を行い、修繕積立金を取り崩したため、補填する必要があることを説明し決算について了承された。

また、平成24年度事業計画案及び収支予算案については、収支見合いの執行計画で編成することになるが、決算の結果変動があることを申し添え、次回役員会で詳細な説明をすることを申し添え、異論なく承認された。

議題10 参議院議員佐藤信秋ポスター送付について

事務局長より、ポスター750枚、名刺4千枚の配布について、佐藤信秋議員の経歴業績を添付して会員全員宛及び建設産業団体連合会の団体へも配布することで承認された。

議題11 次回常務理事会の開催期日について

協議の結果、4月19日（木）開催することで決定し、

議題12 「新会長会議」の日程調整について

事務局案を提示し、5月7日（月）に開催することを報告した。

その他

小林地区での県議との意見交換会における緊急雇用経済対策の期間中の概ね90%とする最低制限価格の取り扱いについて報告があり、この後に開催される県との意見交換会で報告することとなった。事業協同組合の運営における累積赤字解消の協力要請があり、県協会事務局と事務局レベルで協議・一任することで了承された。

以上、すべての議題を協議し、終了した。

2. 第10回県土整備部との意見交換会を開催！

常務理事会に引き続き県建設会館 5 階会議室において、16:00から県土整備部との意見交換会を開催した。児玉部長挨拶と県側の出席者は下記のとおり。

- 児玉部長挨拶 知事の提唱する対話と協働で行なってきた。口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳噴火による降灰除去対応に当たって建設業界各企業の大変なご協力とご苦勞に大変感謝している。平成 22 年度から実施している水辺工法研究会の参加について、河川環境景観整備に当たりプロセスを大事にする考え方で今後も引き続き継続していくので、理念の理解をお願いしたい。入札制度改革の取り組みについて、性急過ぎると批判はあったが、県民の理解が必要であった。この 2 年間、制度改革の集大成と位置づけ、限りなく指名に近い格付け要件、地域要件の見直しを行ってきたが、力及ばずのところもあったかもしれない。



児玉部長挨拶

◆県土整備部出席者

児玉県土整備部長

管 理 課：江藤課長、奥課長補佐、河野主幹、串間主幹、宮田主査

技術企画課：満留課長、馴松課長補佐、森主幹、奥松主幹、梅下主幹、日高主査

◆県からの情報提供・意見交換

平成24年度総合評価落札方式の見直しについて

1. 評価項目等の見直し（6月1日以降の公告分から適用予定）

- (1) 特別簡易型に「全建一区シート（地域型）」の新設
- (2) 舗装工事に「特定舗装シート」の新設
- (3) P C 橋梁上部工事シートの新設
- (4) 「地域貢献・災害時の協力体制」評価基準の細分化
- (5) 建築工事における「県工事成績点」の対象期間を過去7ヵ年度への見直し

2. 適用の見直し（4月1日以降の公告分から適用予定）

- (1) 舗装工事における適用区分表の見直し
- (2) 建築一式工事における地域企業育成型の適用範囲の見直し

3. その他

- (1) 地産地消（県内下請・県産資材等）に関する評価について
- (2) 若手技術者の育成に関する評価について
- (3) V E 提案の採用実績に関する評価について
- (4) 企業の雇用人数等を評価することについて
- (5) 技能士、基幹技能士、登録基幹技能者等を評価することについて
- (6) 年間委託道路パトの指名について
- (7) 緊急経済雇用対策期間中の概ね90%の常用、期間延長並びに引き上げについて
- (8) 労務費調査の抜本的な見直しについて



意見交換会

3. 宮崎市からのお知らせ

宅地(保留地)販売のご案内

宮崎市施行の土地区画整理事業地区内の宅地(保留地)

を随時販売しています。(全34画地)



※ 宅地ごとに案内板を設置しています。

【お問い合わせ・申込みなど詳細は下記までお願いします】

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市 都市整備部 区画整理課 管理係(宮崎市役所第2庁舎8階)

TEL (0985) 21-1893

同課 区画整理第一係(東部第二土地区画整理事務所)

TEL (0985) 38-5441

同課 区画整理第二係(佐土原総合支所3階)

TEL (0985) 73-1495

同課 区画整理第三係(田野総合支所3階)

TEL (0985) 86-1495

同課 区画整理第四係(高岡総合支所2階)

TEL (0985) 82-1184

同課 区画整理第五係(清武総合支所2階)

TEL (0985) 85-1124

市ホームページ (<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>) にも掲載しています。

「保留地」で検索してください。

○保留地の位置・地積・販売価格等
〔事業完了地区〕

	保留地 番 号	土地の所在	面 積		販売価格	用途地域
			(㎡)	(坪)	(円)	
青島西	18	青島西一丁目15番	1,358.35	410	45,640,000	近隣商業地域
	20	青島西二丁目1番	5,499.30	1,663	171,020,000	近隣商業地域
	27	青島西二丁目17番3	216.54	65	4,760,000	第二種住居地域
学園木花台桜	43	学園木花台桜二丁目32番15	421.21	127	14,780,000	第二種住居地域
	65	学園木花台桜二丁目4番10	404.91	122	15,180,000	第二種住居地域
	84	学園木花台桜二丁目24番2	392.92	118	14,380,000	第二種中高層住居専用地域
	94	学園木花台桜二丁目23番2	310.19	93	10,670,000	第二種中高層住居専用地域
	95	学園木花台桜二丁目20番5	249.33	75	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
	98	学園木花台桜二丁目21番11	241.35	73	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
佐土原町石崎	A4	佐土原町石崎二丁目1番1	299.45	90	11,220,000	第一種住居地域
	A11	佐土原町石崎一丁目7番3	222.75	67	7,190,000	第二種低層住居専用地域
	A12	佐土原町石崎一丁目7番2	224.74	67	7,250,000	第二種低層住居専用地域
	A16	佐土原町石崎一丁目10番11	312.99	94	11,580,000	第一種住居地域
	B42	佐土原町石崎一丁目6番1	114.51	34	3,170,000	第二種低層住居専用地域

〔事業施行中地区〕

	保留地 番 号	街区番号	画地番号	面 積		販売価格	用途地域
				(㎡)	(坪)	(円)	
東部第二	11	35	7	470.19	142	27,080,000	第二種住居地域・準工業地域・第一種住居地域
田野町南原	112	29	2	173.44	52	3,740,000	第一種中高層住居専用地域
	113	30	17	270.22	81	5,890,000	第一種中高層住居専用地域
	114	31	4	165.29	50	3,650,000	第一種中高層住居専用地域
	117	43-1	11	402.99	121	12,530,000	第一種住居地域
	122	1	19	220.31	66	6,710,000	近隣商業地域
	124	11	6	145.51	44	4,350,000	近隣商業地域
	126	20	17	172.90	52	3,950,000	第一種住居地域
	144	41	1	234.55	70	4,220,000	第一種中高層住居専用地域
	145	49	13	282.83	85	5,820,000	第一種中高層住居専用地域
	146	49	14	282.60	85	5,820,000	第一種中高層住居専用地域
	147	49	15	282.81	85	5,820,000	第一種中高層住居専用地域
高岡町飯田	10	17	1	331.24	100	7,680,000	第二種中高層住居専用地域
	17	2	4-2	234.57	70	5,550,000	第二種中高層住居専用地域
	24	14	3-2	317.82	96	7,530,000	第二種中高層住居専用地域
	26	17	5	566.31	171	14,100,000	第二種中高層住居専用地域
	27	52	1	450.00	136	8,460,000	第二種中高層住居専用地域
	33	56	8	188.94	57	4,490,000	第二種中高層住居専用地域
清武町岡	74	15	4	1,217.18	368	44,180,000	第二種住居地域
	76	45	3-2	298.00	90	11,680,000	第一種住居地域

- ※ 掲載内容は平成24年3月19日現在のものです。
 ※ 坪数はおおよその数字です。
 ※ 建物の建築には「法令等に基づく制限」以外に建築制限・建築業者指定などの条件はありません。
 ※ 不動産仲介手数料・登記の際の手数料などは不要です。

4. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

下請債権保全支援事業

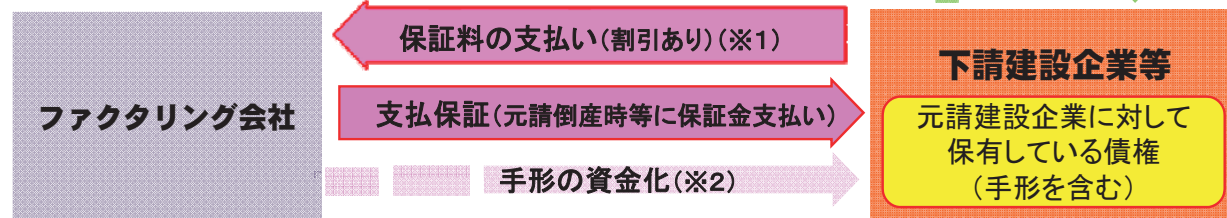
(債権支払保証事業)



下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階から保証を受けられます【枠保証】。
- **東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象**となります。



(※1) 保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2) 一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)

北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社(枠)	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*・枠)	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843

(*) 手形の資金化に対応しているファクタリング会社

(枠) 枠保証に対応するファクタリング会社

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

5. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

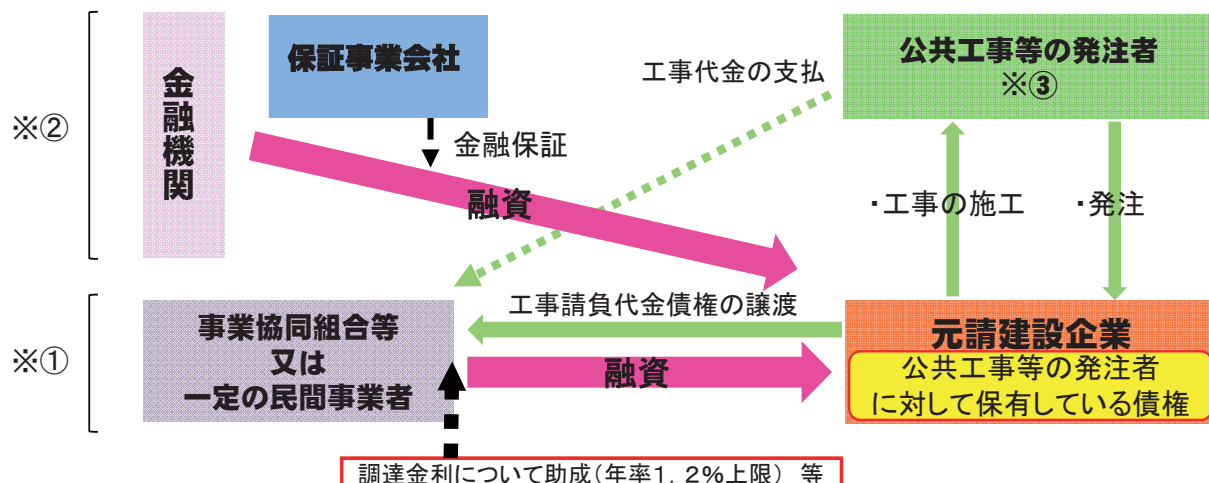
地域建設業経営強化融資制度



**公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！**

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

※①・③について
融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyouka.html>

※②について
北海道建設業信用保証株式会社 011-221-2092
東日本建設業保証株式会社 03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社 06-6543-2944
(順不同)

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

雇用改善コーナー

事業主の皆様へ

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

新卒枠での
既卒者採用！

3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 のご案内

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

※ 当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に100万円を支給

どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者であり、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない人。

- ※ 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。
- ※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。
- ※ 平成23年度においては、平成21年3月以降に大学等を卒業した者が対象となります。

奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な大学等求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

- ※ 正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く）として雇用する場合」を指します。

奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6カ月定着した場合に、100万円を支給

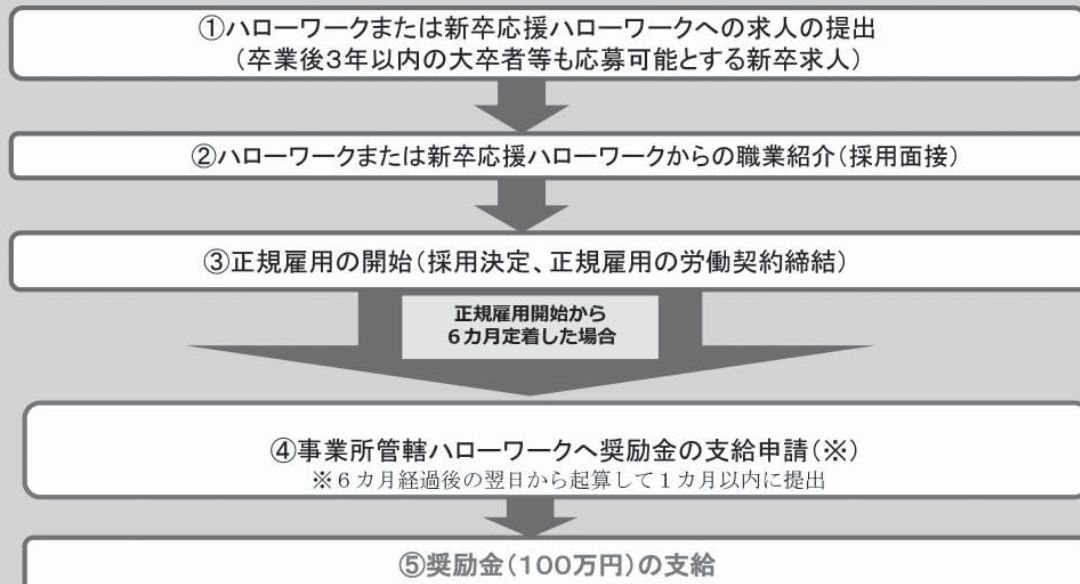
- ※ 奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所あたり1回限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

支給対象事業主となる要件

1. 雇用保険の適用事業主であること
2. ハローワークまたは新卒応援ハローワークに奨励金対象となる大卒等求人（および一般求人）を提出していること
3. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を正規雇用として雇い入れ、引き続き6カ月以上雇用保険被保険者として雇用する事業主であること
4. 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合により解雇等したことがないこと
5. 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間において、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
6. 対象者が、雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でないと判断されることがないこと
7. 奨励金の支給決定等に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備・保管していること
8. 雇用開始日以降の対象者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること
9. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申出があった事業主でないこと
10. 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと
11. 不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと
12. 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、対象者を雇用したことがないこと
13. 労働関係法令を順守し、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること
14. ハローワークまたは新卒応援ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約している事業主ではないこと

奨励金支給の流れ



※ 申請期限を一日でも過ぎると、奨励金を受給することができなくなりますので、十分ご注意下さい。

ご利用にあたっては、必ず事前に都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。（奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります）



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・
新卒応援ハローワーク

卒業後も就職活動を継続中の
新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を
有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3カ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給します。

有期雇用期間(原則3カ月):対象者1人につき月額10万円、
有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ:対象者1人につき50万円

※ 当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

支給対象事業主

既卒者トライアル雇用求人ハローワークまたは新卒応援ハローワーク(注)に提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3カ月間の有期雇用として雇入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主。

- ※ 「既卒者トライアル雇用求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3カ月以内の有期雇用契約を行う求人です。
- ※ 「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く)として雇用する場合」を指します。

奨励金対象者の条件

以下のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者。

- 平成21年3月以降の新規学卒者(※)で就職先が未決定の者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者(平成23年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます)。
※ 中学校、高校、高専、大学(大学院、短大を含む)、専修学校等の新規学卒者が対象です。
- 卒業後安定した職業に就いた経験がない者(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者)。
- 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。

奨励金支給額

- 有期雇用期間(原則3カ月)・・・対象者1人につき月額10万円(最大30万円)
- 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円
(正規雇用から3カ月定着した場合に支給)

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

(注) 新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

支給対象事業主となる要件

1. ハローワークまたは新卒応援ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を雇い入れた事業主
2. ハローワークまたは新卒応援ハローワークから既卒者トライアル雇用対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと
3. 雇用保険の適用事業の事業主であること
4. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所において雇用する被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)を事業主の都合により解雇等したことがない事業主
5. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所において特定受給資格となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
6. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に於いて、既卒者トライアル雇用の対象者を雇用したことがないこと
7. 既卒者トライアル雇用の対象者が、既卒者トライアル雇用開始日の前日から起算して過去1年間に於いて、既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に於いて、既卒者トライアル雇用の対象者を雇用したことがないこと
8. 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと
9. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定日までの間に於いて、不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に於ける各種給付金の不支給措置を受けたことがないこと
10. 奨励金の支給決定等に必要となる労働関係帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等)を整備・保管していること
11. 雇用期間中の対象労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること
12. 労働関係法令を順守し、適切な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること
13. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、その対象者から求人情報が異なることについて申出があった事業主でないこと

3年以内既卒者トライアル雇用実施計画書の記入上の注意点

1. ①、②欄は次により記入してください。
 - (1) 既卒者トライアルを実施する事業所が支社・営業所等事業主と異なる場合には、①欄には事業主について記入し、②欄には既卒者トライアル雇用を実施する事業所について記入してください。
 - (2) ②欄の「雇用保険適用事業所番号」欄には、既卒者トライアル雇用を実施する事業所の番号を記入してください。また、企業の他の事業所(本社等)で一括して雇用保険に加入している場合には、当該加入している事業所に係る番号を記入してください。
2. ③欄は対象者の氏名・生年月日及び既卒者トライアル雇用開始日時点の満年齢を記入してください。
3. ④欄は最終学歴に該当する番号に○を付してください。この場合、「1. 大学等卒業者」は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、専修学校等のことをいいます。
4. ⑤欄は既卒者トライアル雇用の開始日及び終了予定日を記入してください。
5. ⑥欄は紹介状裏面の求人番号を記入してください。
6. ⑦欄は既卒者トライアル雇用期間中に対象者のために実施する指導・研修、正規雇用への移行に有効な措置及び既卒者トライアル雇用を実施する場所を具体的に記入してください。
7. ⑧欄は既卒者トライアル雇用を終了した後、正規雇用に移行するための条件を具体的に記入してください。条件については、「やる気があること」等のように、事業主の主観的な判断によるのではなく、「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」、「業務を円滑に遂行できると認められること」等具体的な判断基準を記入してください。
8. ⑨欄は既卒者トライアル雇用期間中の労働条件を記入して下さい。
9. ⑩欄は本計画について、公共職業安定所から問い合わせをする場合の連絡先となる担当者の方について記入してください。
10. ⑪欄は既卒者トライアル雇用を実施した対象者本人の確認欄です。本人が当該計画書の内容を確認し記名押印又は署名するようにしてください。(※対象者が未成年の場合は、保護者等の記名又は署名も必要です。)

フリーターや内定取り消し学生を雇用する事業主の皆さまへ

若年者等正規雇用化特別奨励金の 「トライアル雇用活用型」の対象者を拡充しました!

若年者等正規雇用化特別奨励金とは

「年長フリーターおよび30代後半の不安定就労者」または「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」を正規雇用した事業主が、その後も引き続き、正規雇用している場合、一定期間ごとに奨励金を支給します。

対象者
1人につき

中小企業は100万円、大企業は50万円

雇用形態と対象者は、以下のとおりです。

トライアル雇用活用型

ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き、同一事業所で正規雇用する場合

- ・トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった人

拡
充

・**トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満の人**

→これまでは「25歳以上40歳未満」でしたが、年齢の下限をなくします!

※ 平成22年12月1日以降にトライアル雇用を開始した人から適用されます。

直接雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合

- ・雇い入れ日現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人
- ・雇い入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他、職業経験、技能、知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると安定所長が認める人

有期実習型訓練 修了者雇用型

有期実習型訓練修了者〈注1〉を正規雇用する場合

〈ただし、すでに雇用している対象短時間等労働者〈注2〉に対して実施した有期実習型訓練の場合、実施事業所において正規雇用に転換したときは、奨励金の対象となりません〉 ※〈注1・2〉は裏面参照

- ・有期実習型訓練修了後の雇い入れ日（有期実習型訓練を受けさせていた事業主が、その訓練生を正規雇用した場合は、訓練開始日）現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人

内定取り消し雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学校卒業者を正規雇用する場合

- ・雇い入れ日現在の満年齢が、40歳未満の人



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

奨励金の支給額

奨励金は、3回に分けて以下の時期に支給されます。

- 第1期 250,000円（中小企業事業主は 500,000円）
正規雇用開始日から6カ月経過後、1カ月以内に申請
- 第2期 125,000円（中小企業事業主は 250,000円）
正規雇用開始日から1年6カ月経過後、1カ月以内に申請
- 第3期 125,000円（中小企業事業主は 250,000円）
正規雇用開始日から2年6カ月経過後、1カ月以内に申請

中小企業事業主とは

中小企業事業主とは、以下の事業主です。

小売業（飲食店を含む）	「常時雇用する従業員数 50人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
サービス業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
卸売業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が1億円以下」
その他の業種	「常時雇用する従業員数 300人以下」または「資本または出資の額が3億円以下」

正規雇用する場合とは

「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

支給対象事業主となる要件

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 雇入れ対象者を6か月以上継続的に正規雇用する事業主であること。
- ③ 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等をしていないこと。
- ④ 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと。
- ⑤ ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと等。

<注1>

「有期実習型訓練修了者」とは、ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の全課程を修了した人をいいます。

<注2>

「対象短時間等労働者」とは、次のイまたはロのいずれかに該当する人をいいます。

イ：期間の定めのない労働契約を締結していて、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短く、かつ、30時間未満の人

ロ：期間の定めのある労働契約を締結している人

奨励金の支給には、この他にも要件がありますので、詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

(22. 12)

(事業主の方へ)

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となります。

※ 平成23年9月30日までは、これまでどおり、(独)雇用・能力開発機構各都道府県センターで相談・申請を受け付けています。

対象となる助成金

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1)中小企業人材確保推進事業助成金(※) | (7)キャリア形成促進助成金 |
| (2)中小企業基盤人材確保助成金(※) | ・訓練等支援給付金 |
| (3)中小企業人材能力発揮奨励金(※) | ・中小企業雇用創出等能力開発助成金(※) |
| (4)中小企業職業相談委託助成金(※) | ・職業能力評価推進給付金 |
| (5)建設雇用改善推進助成金 | ・地域雇用開発能力開発助成金 |
| (6)建設教育訓練助成金 | |

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の担当窓口に提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から各都道府県労働局に変更となります。

(平成23年10月1日以降の相談・申請先)

宮崎労働局職業安定部職業対策課
「助成金申請受付コーナー」

〒880-0805

宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
電話 0985-38-8824 ファックス 0985-38-8829



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL230906開発01

技 士 会

1. 平成24年度 1 級(学科)・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を毎年開催しております。

講習会は、財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者には好評をいただいております。

平成24年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備の方をお願いします。

日 程	1 級学科講習 6日間 平成24年5月16日（水）～5月18日（金） 平成24年5月30日（水）～6月 1 日（金） 2 級学科講習 6日間 平成24年7月18日（水）～7月20日（金） 平成24年7月25日（水）～7月27日（金）
会員受講料	1 級学科講習 40,000円 2級講習 39,580円 (テキスト・実力テスト・問題集を含む)
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

2. 平成24年度 1・2 級土木施工管理技術検定試験の願書 受付について（お知らせ）

平成24年度の1・2 級土木施工管理技術検定試験の受付が始まりました。受付期間が短いので、手続きをお忘れないようにしてください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと（1級については学科に合格後実地試験有）、土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行うことができる主任技術者または監理技術者（1級のみ）になることができる土木施工管理技士の国家資格を取得することができます。

受付期間 1級 平成24年4月2日（月）～4月16日（月）
 2級 平成24年4月13日（金）～4月27日（金）

詳しくは（財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成24年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、国土交通省で議論がなされていますが、現行の建設業法では講習受講修了証が必要なため、平成24年度も(社)全国土木施工管理技士会連合会主催の講習を下記日程で実施します。

日 程	場 所
平成24年5月15日（火）	宮崎県技能検定センター（旧宮崎県職業能力開発協会）
平成24年8月21日（火）	〃
平成24年11月27日（火）	〃

現在、建設業法を改正し、義務としての監理技術者講習を廃止して新たな手法が中央建設審議会・社会資本整備審議会・基本問題小委員会で検討され、平成24年1月27日に中間とりまとめが行われていますが、国会への建設業法改正案の提出は見送られ、監理技術者講習は、当面必要ということになります。

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

4. 平成24年度 (財)宮崎県建設技術推進機構主催講習会

平成24年度の(財)宮崎県建設技術推進機構主催によります建設業技術者を対象にした講習会が下記表のとおり計画されております。研修会場はいずれも技術センターです。CPDSの学習プログラムの申請が予定されており、ユニット取得の機会です。また、入札参加資格審査における「研修会・講習会等の受講」対象にもなります。自己研鑽の場として利用してください。

研 修 名	教 室	開催予定日	受講者数
監理・主任技術者研修	大 教 室	4 月18日	120
測量研修	情報処理室	5 月 8 ・ 9 日	35
土木施工管理研修	大 教 室	5 月23日	120
法面研修	大 教 室	6 月 6 日	120
コンクリート研修	大 教 室	6 月22日	90
会計検査対策研修	大 教 室	7 月13日	50
景観研修	中 教 室	9 月20 ・ 21日	20
舗装研修	大 教 室	9 月27 ・ 28日	90
安全管理研修	大 教 室	10月12日	100

5. JCMマンスリーレポート現場の失敗募集

(社)全国土木施工管理技士会連合会では、現場での失敗の事例を募集しております。この応募に受理されますと、主執筆者は10ユニット、共同執筆者は2ユニット取得できます。対象者は、1・2級土木施工管理技士有資格者で、内容は、技士自身または身近で起こった他の施工管理技士に参考となる失敗事例となっております。締め切りは、平成24年6月29日(金)となっております。詳しくは、(財)全国土木施工管理技士会連合会のホームページのマンスリーレポート原稿募集の応募要領を参考にしてください。

建 退 共

1. Q & A（退職金の請求関係）

Q1 退職金の請求ができるのはどのような場合で、その手続きは。

A 建退共制度の退職金は、加入している労働者（被共済者）が建設業で働かなくなったときや、独立して事業を始めたときなどの場合（請求事由）に請求することができます。

ただし、手帳に貼付された共済証紙の合計（掛金助成50日分を含む）が24月（500日）以上（被共済者死亡の場合は12月（250日））が必要です。

（請求できる場合）

労働者（被共催者）が

- 1 独立して仕事をはじめた。
- 2 無職になった。
- 3 建設関係以外の事業主に雇われた。
- 4 建設関係の事業所の社員や職員になった（事業主になった場合も含む）。
- 5 けが又は病気のため仕事ができなくなった。
- 6 満55歳以上になった。
- 7 死亡した。

（請求できる場合）

退職金を請求することができるのは、共済手帳に記載されている労働者本人（またはその遺族）に限られていますので、労働者自身で請求手続きをしていただくことになります。

事業主から、「会社から直接本人に渡してあげたい」とのお問い合わせがありますが、事業主が請求したり、退職金を受け取ったりすることはできません。

（請求手続き）

請求手続きには、労働者本人（手帳の名義人）が、「退職金請求書」（様式第007号）に、「共済手帳」（現在使っているもの）、「住民票」（原本）を添えて、建退共宮崎県支部に提出（郵送の場合は簡易書留）してください。

振込み先は、請求書に記載された本人名義の口座（金融機関の確認印が必要）です。

請求書を提出してから本人の口座に振り込まれるまでに約1か月ほどかかります（2～3日前にハガキで通知があります）。

なお、本人に対しては、退職金を受領した旨を事業主へ連絡するようお願いしています。

Q2 労働者（被共済者）が会社（共済契約者）に多大な損害を与えたので、退職金の不支給または減額の措置はできませんか。

A 中小企業退職金共済法に基づき不支給にはできませんが、事業主（共済契約者）から申し出があり、厚生労働大臣が認めた場合は、減額して支給することはできます。

事業主は、認定を受けようとするときは、労働者の退職事由が中小企業退職金共済法施行規則第18条で定める基準（横領などの刑罰法規、会社への重大な損害、秘密漏洩など）に該当することを明らかにした「退職金減額認定申請書」を労働者が退職した日の翌日から起算して二十日以内に厚生労働大臣に提出する必要があります。

★建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★
★お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (1月の状況)
1月末計	社 3,071	名 47,593	前年度累計	冊 383,187	件 42,893	千円 25,226,016	千円 111,859,531
加 入	5	119	当 月 分	688	62	66,346	44,927
脱 退	21	55	本 年 度 分	7,632	1,200	942,444	532,890
2月末計	3,055	47,657	累 計	390,819	44,093	26,168,460	112,392,421

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（2月分）

1. 適 用

(平成24年2月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
335 社	3,694	560	4,254

(人)

2. 給 付

裁定状況

(平成24年2月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第 1 種 退 職 年 金	9	4,652,600	86	47,062,300
第 2 種 退 職 年 金	12	3,742,500	184	41,535,400
選 択 一 時 金	4	2,725,700	64	54,586,600
脱 退 一 時 金	13	2,488,900	152	27,166,100
遺 族 一 時 金	0	0	6	3,250,100

(円)

(円)

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成24年2月末現在)

信 託 資 産	13,560,510,104 円
合 計	13,560,510,104 円

建 災 防

1. 会員証明書と計画的な有資格者育成について

今、建設産業における労働安全衛生における課題の一つとして、優良な有資格者等の育成があります。いわゆる「団塊の世代」の定年退職等に伴う有資格者の補充（可能な限り新規の学卒者）を計画的に実施することが重要な課題になっています。

建設産業界を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、仮に、無資格運転や作業主任者不在などによって死亡災害等の重大災害を発生させた場合、「企業の存続」が許されない状況になっています。

企業経営が厳しいから全ての経費を削減するのではなく、労働災害を防止するために必要不可欠な安全衛生教育等への投資は惜しみなく行うことが「企業防衛」の観点からも大変重要になっています。

さて、平成26・27年度の「宮崎県入札参加資格審査」においても、前回と同様に当協会支部の会員事業場が当協会支部主催の各種講習会等（平成23年9月～平成25年8月までの間）に2名以上又は同一人が2回以上受講している実績がある場合のみ、当協会支部の「会員証明書」を発行することになります。

2. 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について

厚生労働省においては、建設業における死亡災害の4割を占める墜落災害全体を撲滅させるためには「足場」からのみならず「屋根・屋上、開口部等」からの墜落災害防止対策を総合的に行う必要があります。「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定されたところです。

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部長及び宮崎労働局長から当協会会長及び宮崎県支部長に対し「本要綱」の周知徹底に関する依頼がありましたので、会員の皆様におかれましては死亡災害に直結する墜落・転落災害を防止するために「本要綱」に基づいた措置を講じて頂くようお願いします。

なお、「本要綱」については、ホームページのトピックスをご覧ください。

「ホームページ」

<http://www.kensai bou-miyazaki.jp>

3. 「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」の選任の必要性について

「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」の必要性につきましては、電柱等が立っている状態で切断等により解体する場合も「本作業主任者の選任義務」がある旨の見解が宮崎労働局から示されましたので、平成24年度は本講習会を4月10日～11日（延岡）及び5月22日～23日（清武）の2回計画致しました。

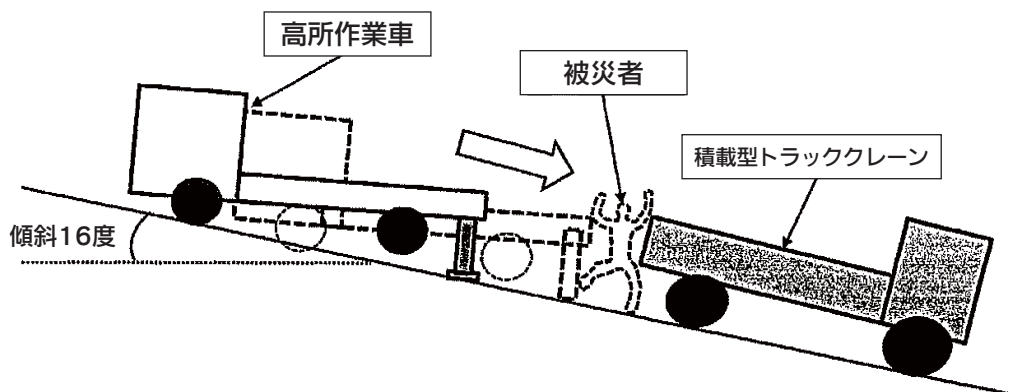
つきましては、このような作業を実施される会員事業場におかれましては、この機会に当該作業主任者技能講習を受講させて頂くようお願いいたします。

4. 高所作業車の無資格運転作業で死亡災害が発生！

先月、日南市において、高所作業車の無資格者運転作業で死亡災害が発生しておりますので、臨時の非定常作業等で高所作業車を使用されることが予想される会員におかれましては、当支部が実施する「高所作業車運転技能講習」を受講させて頂くようお願いいたします。

死亡災害の概要

発生年月	業 種	被災者数	事故の型 起因物	災 害 発 生 状 況
平成24年2月	製造業	死亡1名	挟まれ、巻き込まれ	共同墓地の枝切り作業のため、傾斜のある道路に高所作業車、積載型トラッククレーンの順に停車させ、作業準備のために高所作業車の後方アウトリガーを張り出した時、高所作業車が後進し、積載型トラッククレーンとの間に挟まれた。
			高所作業車	



火 薬 保 安 協 会

1. 火薬類取締法の遵守の徹底について

今般、宮崎県から火薬類取締法の遵守の徹底について、経済産業省原子力安全・保安院長から下記のとおり要請があった旨の連絡を受けましたので皆さんにお知らせします。

記

(要請の内容)

今般、火薬類取締法第3条及び第4条の規定に違反して火薬類を製造していた事例が判明しました。

当該違反を行った者は、東京都知事から受けた販売の許可を用いて販売のために入手した火工品を、自社の半製品と結線し、法第3条の許可が必要な別の火工品の製造を行い、販売していました。また、製造施設などについても、同法第7条第1項第1号及び第2号に規定する技術上の基準に適合していないことが認められました。

貴職におかれましては、立入検査等の際に、販売の許可を有する者が販売のために入手した火工品を用いて違法に製造を行うということがないように、火薬類取締法施行規則第11条に定める帳簿の記載が適正に行われているかどうか、又、記載どおりの火薬類が取り扱われているかどうか等についての確認をお願いします。

また、併せて、所管の事業者に対し、法の遵守について周知徹底をお願いします。

2. 火薬関係の資格試験日程について

平成24年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 甲種、乙種、丙種試験の日程

- 願書受付 平成24年6月26日（火）から同年7月5日（木）まで
- 試験日 平成24年9月2日（日）
- 試験場所 宮崎サザンビューティ美容専門学校（宮崎市老松2丁目1-17）

(2) 受験用の火薬関係法令集、火薬管理技術学、試験問題集は、協会で販売しています。

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。

試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しています。

※ 試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申込んでください。

3. 受験対策講習会の開催について

(1) 開催場所 宮崎県建設会館5階会議室

(2) 開催月日 平成24年7月23日（月曜日～技術）、24日（火曜日～法令）

※ 養成講習は、有料で事前申込みが必要です。

会員は、20,000円、非会員は23,000円（テキスト代を含む）

大きな声で再確認 手順を守って『店火よし！』

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成23年度	375	▲12.2%	6,278	▲35.8%	4,386	▲0.3%	112,092	▲16.8%
平成22年度	427	32.6%	9,780	26.3%	4,398	▲12.5%	134,730	▲5.5%
平成21年度	322	▲40.3%	7,743	▲30.9%	5,029	2.3%	142,508	3.8%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

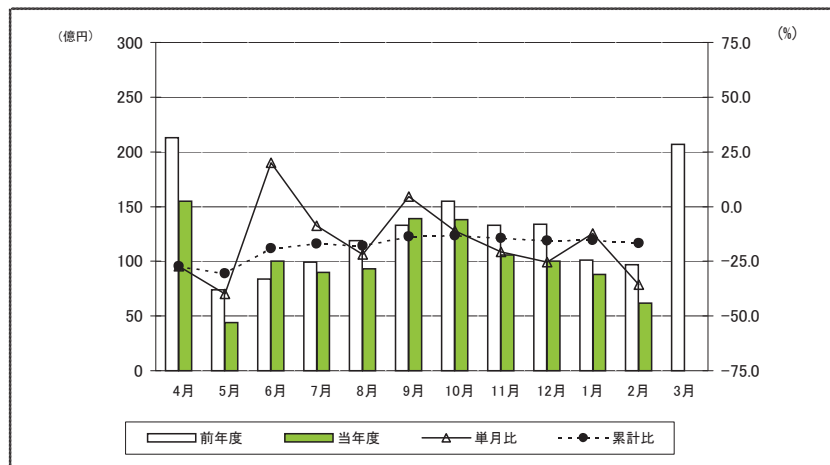
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
国	14	1,530	▲38.2%	24.4%	279	22,928	▲24.3%	20.4%
独立行政法人等	1	76	▲96.0%	1.2%	45	13,322	▲8.8%	11.9%
県	161	2,416	▲22.1%	38.5%	1,552	36,981	▲20.1%	33.0%
市 町 村	191	2,047	▲9.7%	32.6%	2,469	35,516	▲12.8%	31.7%
その他の	8	207	1238.4%	3.3%	41	3,344	19.1%	3.0%
計	375	6,278	▲35.8%	100.0%	4,386	112,092	▲16.8%	100.0%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
宮 崎	71	1,527	▲51.9%	24.3%	898	26,426	▲11.3%	23.6%
高 岡	6	248	231.4%	4.0%	138	2,193	▲1.5%	2.0%
西 都	18	255	▲10.0%	4.1%	211	4,049	▲23.4%	3.6%
高 鍋	21	506	118.0%	8.1%	233	8,273	▲21.0%	7.4%
日 南	26	300	▲39.5%	4.8%	291	4,761	▲33.1%	4.2%
串 間	8	71	▲45.3%	1.1%	138	2,280	11.7%	2.0%
都 城	37	600	▲59.0%	9.6%	552	11,841	▲10.6%	10.6%
小 林	37	363	▲53.5%	5.8%	454	7,200	▲47.4%	6.4%
日 向	57	904	47.5%	14.4%	613	19,082	5.0%	17.0%
延 岡	58	1,177	▲41.3%	18.7%	470	21,171	▲16.2%	18.9%
西 臼 杵	36	322	▲38.0%	5.1%	388	4,812	▲35.2%	4.3%
計	375	6,278	▲35.8%	100.0%	4,386	112,092	▲16.8%	100.0%

<月別請負金額（前払保証分）>



2. 中間前金払制度のご案内

中間前金払制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、木城町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、国土交通省、農林水産省など。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

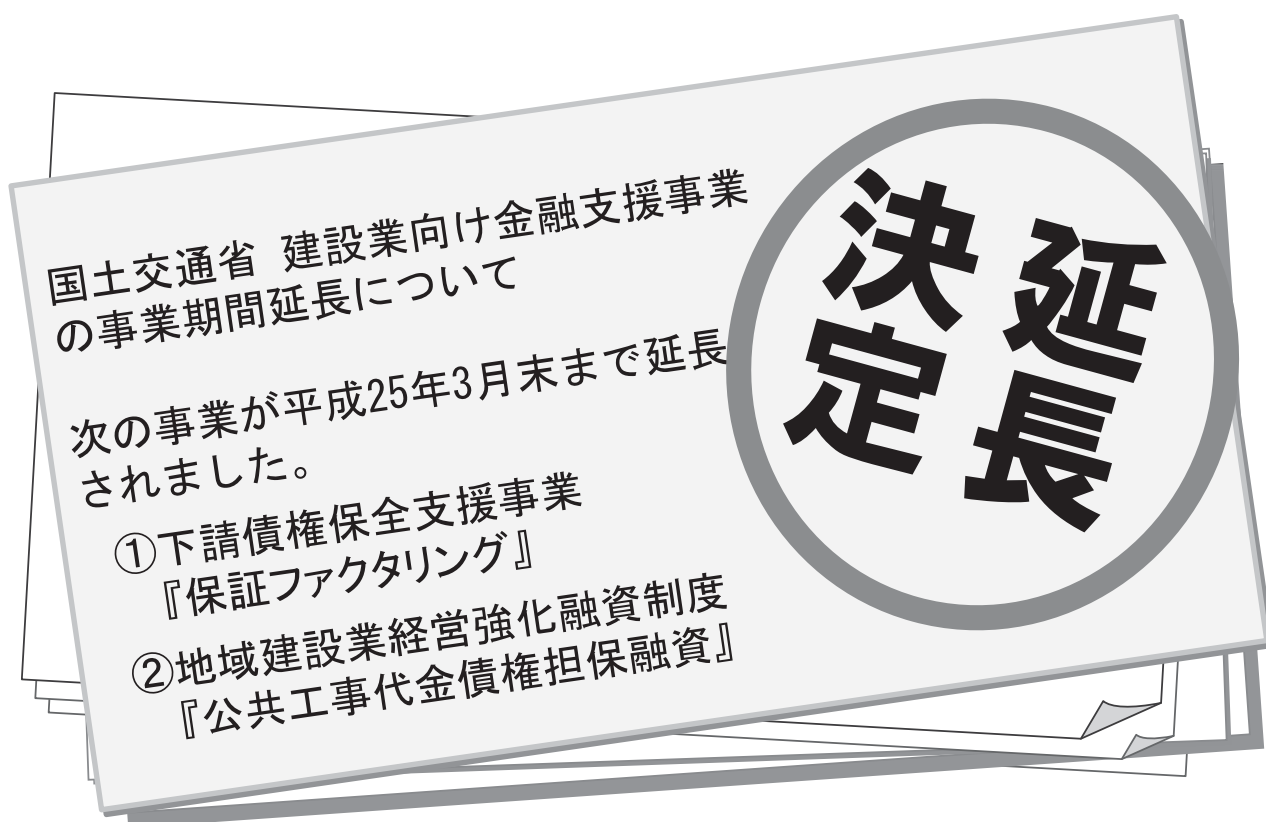
※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。
中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成23年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年2月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
国土交通省	6	1,058,400	▲40.0%	▲80.9%
国立大学法人	4	4,031,685	—	—
宮崎県	157	7,632,850	▲11.8%	▲14.4%
宮崎市	55	1,938,547	10.0%	▲32.2%
都城市	26	2,132,771	62.5%	46.6%
延岡市	26	1,452,959	▲23.5%	25.8%
小林市	13	267,155	85.7%	60.5%
西都市	4	95,928	33.3%	58.3%
三股町	1	107,330	▲50.0%	▲66.4%
高千穂町	2	39,375	—	—
美郷町	1	29,274	0.0%	▲64.1%
椎葉村	1	24,780	—	—
その他	4	829,498	0.0%	▲58.7%
計	300	19,640,553	▲2.6%	▲13.9%

3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』実施期間延長のお知らせ



(株)建設総合サービス(西日本建設業保証グループ)が実施しております
『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』の実施期間が更に
1年間延長(平成25年3月まで)となりました。

これからも皆様のご要望に応えられるよう、更に努力してまいりますので、
今後ともご利用の程よろしくお願いいたします。

なお、サービスの詳細につきましては、西日本建設業保証(株)宮崎支店、
もしくは(株)建設総合サービスへお気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社建設総合サービス 金融事業部

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2843 / FAX:06-6543-2849

URL: <http://www.wingbeat.net>

(貸金業登録番号 大阪府知事(2)第12785号)

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL:0985-24-5656

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乘せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>